

平成28年第3回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

平成28年9月1日（木曜日）午前9時07分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第3号 財政健全化判断比率について
- 日程第5 第44号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任について
第45号議案 教育委員会委員の任命について
- 日程第6 第46号議案 幸田町税条例の一部改正について
第47号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
第48号議案 財産の取得について（給食用PEN樹脂製食器）
第49号議案 平成28年度幸田町一般会計補正予算
第50号議案 平成28年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第51号議案 平成28年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
第52号議案 平成28年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
第53号議案 平成28年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
認定第1号 平成27年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 平成27年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 平成27年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 平成27年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 平成27年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 平成27年度幸田町幸田駅前土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号 平成27年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号 平成27年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第9号 平成27年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第7 決算監査意見の報告
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 足立初雄君	2番 伊與田伸吾君	3番 稲吉照夫君
4番 鈴木重一君	5番 杉浦あきら君	6番 志賀恒男君
7番 鈴木雅史君	8番 中根久治君	9番 酒向弘康君

10番 大嶽 弘 君 11番 池田久男君 12番 笹野康男君
13番 丸山千代子君 14番 伊藤宗次君 15番 水野千代子君
16番 浅井武光君
欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	大須賀一誠君	副 町 長	成瀬 敦君
教 育 長	小野伸之君	企 画 部 長	桐戸博康君
総 務 部 長	山本富雄君	住民こども部長	山本茂樹君
健康福祉部長	大澤 正君	環境経済部長	伊澤正美君
建 設 部 長	近藤 学君	教 育 部 長	小野浩史君
消 防 長	壁谷弘志君	企業立地監	志賀幸弘君
総務部次長兼	都築幹浩君	住民こども部次長兼	志賀光浩君
総務課長		こども課長	
健康福祉部次長兼	山下明美君	健康福祉部次長兼	藪田芳秀君
福祉課長		健康課長	
環境経済部次長兼	鳥居栄一君	建設部次長兼	伊澤勝一君
産業振興課長		区画整理課長	
教育部次長兼	羽根潤闘志君	消防次長兼	長坂好雄君
学校教育課長		消防署長	
会計管理者兼	林 敏幸君	代表監査委員	山下力 君
出納室長			

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 牧野洋司君

○議長（浅井武光君） 皆さん、おはようございます。

平成28年第3回幸田町議会定例会の開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私とも御多忙なところ御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提出されました議案は、お手元の議案目録のとおり、報告案件1件、人事案件2件、単行議案3件、平成28年度補正予算5件、並びに、平成27年度決算認定9件、合わせて20件の重要な案件が提出されております。

議会といたしましては、町民生活の安定と福祉の向上のために、十分審議を行いたいと思っております。

また、町民の負託に応えるべき努力をしたいと思うところであります。

議員各位には、慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力をお願いをいたします。

9月に入りまして、朝晩、涼しさを感じるきょうこのごろでありますけれども、日中は、まだまだ厳しい残暑が続いております。

皆様には、くれぐれも御自愛くださいませ、議会に臨んでいただきたいと思います。

開会の挨拶とさせていただきます。

お諮りいたします。

本日、議場内において、三河湾ネットワーク社が、取材のため、議場内をカメラ撮影されます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(浅井武光君) 異議なしと認めます。

よって、議場内のカメラ撮影は、許可することに決定いたしました。

定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長(大須賀一誠君) 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成28年第3回幸田町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には、何かと御多用の中、早朝より御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、議員の皆様方におかれましては、平素から、町政各般にわたり、御理解と御支援をいただいておりますことを、合わせて厚く御礼を申し上げます。

ことしの夏は、雨が少なく、大変暑い日が続いており、これからの朝晩の寒暖の差が激しくなる時期となりますので、議員の皆様方におかれましては、体調管理には、十分配慮をいただきますよう、お願いをいたします。

さて、今定例会に提案させていただきます議案は、報告案件1件、人事案件2件、単行議案3件、補正予算5件、そして、決算認定9件、合わせて20件でございます。

後ほど、提案理由とその概要につきましては、説明を申し上げますが、いずれもこれからの調整を進めるに上において、重要なものばかりでございますので、全議案とも慎重に御審議の上、御可決、承認を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、一般質問につきましては、8人の議員の皆様方から通告をいただいておりますが、いずれも今後の調整を進める上で、重要な問題ばかりでございますので、真摯に受けとめ、誠意をもって対応をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

ここで、2件ほど、報告をさせていただきます。

平成24年から本町が被告として提訴しております工作物収去土地明け渡し等請求事件、町民会館のところでございますけれども、この件につきまして、本裁判については、昨日の8月31日、名古屋地方裁判所において、判決の言い渡しがございました。

判決内容といたしましては、土地の明け渡し請求のみ原告の言い分が認められ、それ以外の損害賠償等の請求については、却下、または、棄却の判決が言い渡されました。

判決の内容につきましては、昨日の判決のため、今後よく精査し、弁護士ともよく検討をさせていただきたいと思っております。

また、今後の対応につきましては、議員の皆様方に御協議をさせていただき、方針を決定してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

もう一点につきましては、連絡でございます。今週末の9月3日土曜日、午後9時から、幸田町総合防災訓練が開催されます。訓練参加51団体、約500人の参加を得て、総合的、かつ、実践的な防災訓練を実施いたします。

議員各位におかれましては、御列席いただきますようお願いを申し上げます。

以上、定例会開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（浅井武光君） ここで、総務部長からの発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 山本富雄君 登壇〕

○総務部長（山本富雄君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

平成27年度決算に係る主要な施策の成果の説明書におきまして、誤りがございました。

内容は、正誤表にて記載をさせていただきましたが、一般会計においては、76ページの予防接種等実施状況の中で、水痘の欄にて、全年度数字を掲載しており、85ページの農業振興費を初め、3ページにおいて、前年度比の数値の誤りであります。

また、介護保険特別会計におきましては、170ページの居宅介護サービス等給付費を初め、3ページにおいて、数値の誤りがございました。内容精査が至らなかったことにつきましておわび申し上げ、訂正をお願い申し上げたいと思います。大変申しわけございませんでした。

以上でございます。

〔総務部長 山本富雄君 降壇〕

○議長（浅井武光君） ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますから、平成28年第3回幸田町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会をいたします。

開会 午前 9時07分

○議長（浅井武光君） 地方自治法第121条の規定により、議案説明のために出席を求めた理事者、及び、監査委員は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

ただいまから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時08分

○議長（浅井武光君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

日程第1

○議長（浅井武光君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を10番 大嶽 弘君、11番 池田久男君の御兩名を指名いたします。

日程第2

○議長（浅井武光君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日9月1日から9月28日までの28日間といたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(浅井武光君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月1日から9月28日までの28日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の定例会会期日程表のとおり
でありますから、御了承願います。

日程第3

○議長(浅井武光君) 日程第3、諸報告を行います。

例月出納検査5月分、6月分の2件と、財政援助団体等監査1件であります。これは、
お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

次に、今回の定例会までに受理した請願、陳情は、お手元に配付のとおり陳情4件で
あります。これは、会議規則第92条の規定により、陳情第4号から陳情第7号までの
4件を、総務教育委員会に附託いたします。

以上をもって、諸報告を終わります。

日程第4

○議長(浅井武光君) 日程第4、報告第3号 財政健全化判断比率等について、報告を求
めます。

町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長(大須賀一誠君) それでは、議案書の1ページをお開きをいただきたいと存じます。
報告第3号 財政健全化判断比率等についてを、説明をさせていただきます。

この報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第3条第1項
及び第22条第1項の規定に基づいて、監査委員の意見を附して報告をさせていただ
くものでございます。

次に2ページをお願いいたします。

まず、1、健全化判断比率の4つの指標のうち、実質の赤字比率連結実質赤字比率に
つきましては、黒字となりましたので、数値は計上いたしておりません。

次に、実質公債費比率は、過去3年間の平均値であり、本年度は7.3%で、前年度比
0.4%の減となり、早期健全化基準の25%を下回っております。

将来負担比率につきましては、将来負担額以上に、積み立て基金等の充当可能財源が
ありますので、昨年同様、数値は計上されませんでした。

また、2の公益費用の資金不足比率につきましては、農業集落排水事業特別会計、下
水道事業特別会計、水道事業会計の3会計全てにおいて黒字となり、数値が計上されま
せませんでした。

先ほど、説明させていただきました健全化判断比率の4つの指標のうち、数値が一つ
でも基準を上回りますと、早期健全化計画等の作成が義務づけられますが、本町は、全

て、基準値以下であります。

なお、各比率の明細につきましては、議案関係資料1ページから4ページをごらんいただきたいと思っております。

以上、御報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 報告は終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時13分

再開 午前 9時38分

○議長（浅井武光君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

これをもって、報告第3号を終わります。

日程第5

○議長（浅井武光君） 日程第5、第44号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、第45号議案 教育委員会委員の任命について、以上の2件の一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、議案書の5ページをお開きいただきたいと思っております。

第44号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてでございます。

中村信清委員が、平成28年12月31日で任期満了になることに伴いまして、その後任の委員を選任する必要があるためでございます。

6ページをお開きいただきたいと思っております。

本多幸夫氏、幸田町大字菱池字新田55番地、昭和24年7月27日生まれ、67歳を地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任期は、平成29年1月1日から3年間でございます。本多氏につきましては、昭和48年に幸田町役場に入庁され、税務課長、財政課長などを歴任され、後、会計管理者を経て、平成22年3月に退職されたわけでありまして。

また、平成26年度には、新田区長として地域の自治に貢献されておられます。税務に関する経験も豊富で、これまで、公務で養われた経験を生かし、公正中立な判断ができる方であるとともに、幅広い知識は納税者としての固定資産評価への信頼を確保する視点において、適任者であると考えております。

議案関係資料につきましては、5ページから7ページを御参照いただきたいと存じます。

続きまして、議案書7ページをお開きいただきたいと思っております。

第45号議案 教育委員の任命についてでございます。

大須賀勝之委員、及び、杉浦未央委員が、平成28年9月30日をもって任期満了と

なるため、その後任の委員として、平松敏明氏、高橋文代氏にかかる同意を、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第1項の規定により求めるものであります。

改正前の規定を用いますのは、改正法附則第2条第2項において、経過措置が定められており、現教育長の任期中は、委員の任命に関する規程は、改正前の規定が、なお、その効力を有するとされているためであります。

任期は、平松氏が、平成28年10月1日から3年6カ月間、高橋氏が2年6カ月間であります。

これは、改正法附則第4条の教育委員の任期満了の期日が、特定の年にかたよることのないよう、1年以上4年以内で定めることとされた規定に基づき、任期を定めるものでございます。

8ページをお開きいただきたいと存じます。

平松敏明氏は、幸田町大字横落字向野84番地、昭和24年5月5日生まれ、67歳であります。

平松氏につきましては、大学卒業後、豊田市立上郷中学校を初めに赴任された小中学校において、児童生徒の指導育成に当たられ、平成7年、8年度と幸田町立深溝小学校の教務主任、平成11年から15年は、幸田町立豊坂小学校教頭、平成22年3月には、岡崎市立下山小学校の校長を最後に定年をされているところでございます。

本町の教育振興に長年、尽力されているということでございます。

こうした経験から、また、本人の人柄も高潔にして温厚であり、今後の教育行政推進に誠心誠意取り組んでいただける方として適任者であると考えております。

高橋文代氏は、幸田町大字深溝字山ノ入17番地12、昭和50年6月29日生まれの41歳であります。

高橋氏につきましては、平成8年2月に御結婚により本町に転入されました。二男二女に恵まれ、育児に多忙中な中小学校学級委員、子ども会の役員、地区婦人といった学校並びに地域活動に参加いただいております。

こうした経験から、保護者委員として、今後の教育行政推進に誠心誠意取り組んでいただける方として、適任者であると考えております。

なお、議案関係資料につきましては、8ページから12ページでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。御可決、御承認、御同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 提案理由の説明は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時44分

再開 午前 9時54分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条、及び、第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限はありませんので、よろしく願いをいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

初めに、第44号議案の質疑を許します。

ありませんか。

以上で、第44号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第45号議案の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回、2人がかわられるわけでありましてけれども、その任期について伺いをいたします。

特定の年にかたよらないようにということではありますが、提案されております平松敏明氏については、どれだけか、また、次の高橋文代氏については、どれだけか、就任日と任期満了までの月日をお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 今回の教育委員の任命につきまして、任期のことをごさいますけれども、平松氏が、平成28年10月1日から3年6カ月、それから、高橋氏が同じく10月1日から2年6カ月であります。

これは、今回の地方教育行政の法律の改正によりまして、任期満了の期日が特定の年にかたよることのないようにということで、1年以上4年以内で定めるということになって、1年交代をするというような仕組みにすることによりまして、今回、お一人は3年、それから、お一人は2年6月、3年6月と2年6月というような形の任期の設定をして任命をさせていただくということをごさいます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ですから、お聞きしたように、3年6カ月と2年6カ月あるわけですので、その満了の日をお答えいただきたい、そういうことをごさいます。

○議長（浅井武光君） 教育部長。

○教育部長（小野浩史君） 恐縮でございます。

3年6カ月の平松氏の終わりの時期であります、平成32年3月31日、それから、高橋氏の終期が平成31年3月31日ということになります。

○議長（浅井武光君） ほかにありませんか。

以上で、第45号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略について、お諮りをいたします。

ただいま、議題となっております、第44号議案、及び、第45号議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、ただいま議題となっております2議案について、討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

採決の方法は、起立によって行います。

まず、第44号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを、原案どおり同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第44号議案は、原案どおり同意することに決しました。

次に、第45号議案 教育委員会委員の任命についてを、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第45号議案は、原案どおり同意することに決しました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時04分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6

○議長（浅井武光君） 日程第6、第46号議案から認定議案第9号までの17件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者の提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長（大須賀一誠君） それでは、単行議案第46号議案から、第48号議案までの3件について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書9ページをお願いいたします。

第46号議案 幸田町税条例等の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴い必要があるからであります。

改正の主な概要につきまして、第1条関係では、個人町民税の関係については、附則第6条の改正にて、適切な健康管理のもとで、医療用医薬品からの代替を勧める観点から、定期健康診断などを受けているものが、平成30年度分から34年度分までの間の住民税の算出において、これまでは、医師の判断でしか使用できなかった医薬品を、薬局で買えるようにした医薬品の購入費用のうち、1万2,000円を超える額について、8万8,000円を限度に所得控除できる制度を創設するものであります。

施行期日は、平成30年1月1日からでございます。

また、附則第20条の2の改正は、台湾との間で租税条約に相当する枠組みを構築するため、日台民間租税取り決めの実施に伴い所得税法等の一部を改正する法律の改正に合わせて、特例適用利子等、また、特例適用配当額については、取り決めの上、特別徴収されなくなるため、当該所得を有するものに対し、当該特例適用利子等の額、または、特例適用配当等の額に係る所得を100分の3の税率で、申告分に課税する規定を設けるものであります。

施行期日は、平成29年1月1日でございます。

次に、固定資産税の関係につきましては、附則第10条の2の改正にて、再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置の変更及び適用期限を、平成30年3月31日まで2年延長する改正を行うものであります。

特例措置変更の主な内容は、太陽光発電設備について、平成28年3月31日までは、売電を目的とした発電設備を対象としていましたが、今年度からは、自家消費型の発電設備を対象とすることとなったものであります。

施行期日は、公布の日からでございます。

次に、軽自動車税の関連につきまして、附則第16条の改正にて、平成28年度課税から、1年限りで導入された軽自動車税のグリーン化特例による経過に係る特例措置の適用期限を、1年延長する改正を行うものであります。

施行期日は、平成29年4月1日からでございます。

次に、延滞金につきましては、第21条、第41条、第45条、第47条の改正にて、個人町民税と法人町民税に関して、申告後に軽減更正され、その後に増額更正、または、増額修正申告があった場合には、増額更正、または、増額修正申告までの期間を本人の不利とならないように延滞金の計算期間から控除して、計算することとする改正を行うものであります。

施行期日は、平成29年1月1日からでございます。

次に、個人番号につきましては、第48条、第125条の3の改正にて、個人番号の利用の取り扱いを一部見直す方針を国が示したことを踏まえ、町民税及び特別土地保有税の減免の申請書に個人番号を記載しないこととする改正を行うものであります。

施行期日は、公布の日からでございます。

次に、第2条関係につきましては、平成27年幸田町条例第20号の幸田町税等の一

部を改正する条例の附則第5条につきましては、今回の第1条の改正に伴う字句及び条項の整理をするものであります。

第2条の施行期日につきましては、附則第5条7項の一部に限り、平成29年1月1日とし、そのほかにつきましては、公布の日とするものであります。

議案関係資料は、13ページから37ページでございますので、御参照いただきたいと存じます。

続きまして、議案書19ページをお願いいたします。

第47号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正でございます。

提案理由につきましては、所得税法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

議案書20ページをお開きください。

改正の主な概要につきましては、日台民間租税取り決めの実施に伴い、市町村民税で、分離課税される特例適用利子等の額、または、特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるため、附則第9項の次に、新たに2つの項を加えるものであります。

施行期日は、平成29年1月1日からでございます。

議案関係資料は、38ページから40ページでございます。

御参照いただきますように。

続きまして、議案書23ページ、第48号議案 財産の取得についてでございます。

財産を取得するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、給食用のPEN樹脂製の食器の取得に伴い、必要があるからでございます。

議案書の24ページをお願いいたします。

物品の概要は、小学校の給食用に用いるPEN樹脂製の食器、飯碗、汁椀、各仕切皿をそれぞれ3,000枚、合計9,000枚を購入するものであります。

納入場所は、幸田町大字菱池字桜塚180番地、契約金額は、967万7,880円でございます。

契約のほうは、8社による指名競争入札を7月19日に実施し、契約の相手方は、豊橋市富久縞町字梅村40番地の1、丸天産業株式会社、代表取締役、伊藤範幸でございます。

議案関係資料は、41ページから46ページでありますので、御参照いただきたいと存じます。

訂正を1件させていただきます。納入場所は、桜塚でございますので、一つよろしくをお願いいたします。

単行議案につきましては、以上でございます、次に、平成28年度幸田町一般会計補正予算に移りたいと思います。

初めに、第49号議案 平成28年度幸田町一般会計補正予算（第3号）につきまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出の予算の補正であります。歳入歳出それぞれ3億2,157万5,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ146億6,130万6,000円とするものでございます。

それでは、主な内容について、御説明を申し上げます。

まず、歳入につきまして、補正予算説明書8ページをお開きいただきたいと思います。

まず、10款の町税につきましては、固定資産税の償却資産分につきまして、自動車関連企業の償却資産において、確かな本町への大規模な移動があったことにより、追加するものであります。

次に、55款国庫支出金につきましては、個人番号カードの交付等に伴う補助金を追加するものであります。

また、自動走行関連技術による新産業創出の調査検討のため、地方創生推進交付金を追加するものでございます。

また、介護施設に対する介護ロボット等導入支援として、地域介護福祉空間整備推進交付金を新規計上するものであります。

次に、70款寄附金につきましては、ふるさと寄附金におきまして、6月議会におきましても補正予算を議決いただきましたが、さらに追加するものでございます。

次に、75款の繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を減額し、全体を調整するものでございます。

また、介護給付費等の過年度分清算に伴い、介護保険特別会計からの繰入金を追加するものであります。

次に、80款繰越金につきましては、予算現額に対し、6億4,924万2,000円の超過となりましたので、その全額を追加するものであります。

次に、85款諸収入につきましては、自動走行関連技術による新産業創出の調査検討に協力の得られる企業からの協力金を追加するものでございます。

続きまして、歳出に説明をさせていただきます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

まず、15款の総務費につきましては、総務管理費におきまして、ふるさと寄附業務の委託料を追加し、また、出納室職員の欠員等に伴い嘱託職員の報酬、及び、共済費を新規計上するものであります。

また、自動走行技術による新産業創出のための調査検討を行うための委託料を新規計上するものであります。

また、戸籍住民基本台帳費につきましては、通知カード及び個人番号カード関連事務に係る地方公共団体情報システム機構への交付金を追加するものであります。

次に、20款民生費につきましては、社会福祉費におきまして、介護従事者の負担軽減を図るため、介護施設への介護ロボット導入の補助金を新規計上し、また、地域支援助事業の過年度分清算に伴い、介護保険特別会計への繰出金を追加するものであります。

次に、25款衛生費につきましては、清掃費におきまして、一般廃棄物最終処分場内の浸出水処理施設管理棟屋内にある太陽光発電に必要な施設であるパワーコンディショナーの修繕工事費を新規計上するものであります。

次、14ページでお願いをいたします。

35款の農林水産業費につきましては、農地費におきまして、農業集落排水事業特別会計への繰出金を減額するものであります。

次に、45款土木費につきましては、道路橋梁費におきまして、地元要望による生活道路等整備工事を追加するものであります。

また、都市計画費におきましては、下水道事業特別会計への繰出金を減額するものであります。

次に、55款教育費につきましては、教育総務費におきまして、教育施設整備基金への積立金を追加するものであります。

65款公債費におきましては、昨年度に借入れをいたしました減収補てん債の繰上償還のため、町債元金償還金を追加するものであります。

以上が、平成28年度幸田町一般会計補正予算第3号でございます。

次に、第50号議案 平成28年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

説明させていただきます。

補正予算書17ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ5,356万8,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ38億4,995万6,000円とするものでございます。

補正予算説明書24ページをお開きください。

歳入につきましては、財政調整基金繰入金を減額し、金額の確定により、前年度繰越金を追加するものであります。

次に、歳出につきましては、補正予算説明書26ページをお願いいたします。

基金積立金におきまして、財政調整基金積立金を追加し、諸支出金におきまして、過年度分の清算により、療養給付費等負担金返還金を追加するものであります。

続きまして、第51号議案 平成28年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、説明をさせていただきます。

補正予算書29ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ1,238万1,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ18億4,786万4,000円とするものでございます。

補正予算説明書につきましては、36ページをお開きいただきたいと思います。

次に、歳入につきましては、過年度分の地域支援事業の清算金、及び、前年度繰越金の金額の確定により、それぞれ追加し、財源調整のため、介護給付費準備基金繰入金を減額により全体調整するものでございます。

次に、歳出につきましては、補正予算説明書38ページをお願いいたします。

諸支出金につきましては、過年度清算に基づく国庫支出金等の返還金繰出金につきまして、介護給付費負担金等の過年度分の金額確定により、それぞれ追加するものであります。

続きまして、第52号議案 平成28年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、説明をさせていただきます。

補正予算書41ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入のみでありまして、歳入歳出の予算総額に変更はございません。補正予算説明書44ページをお開きいただきたいと存じます。

補正の内容といたしましては、前年度繰越金を追加し、一般会計からの繰入金を同額減額するものであります。

続きまして、第53号議案 平成28年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算書の47ページでございますけれども、歳入歳出それぞれ1,500万円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ7億6,246万7,000円とするものであります。

補正予算説明書54ページをお願いいたします。

歳入につきましては、国庫補助金及び前年度繰越金を追加し、一般会計繰入金の減額で全体を調整するものであります。

歳出につきましては、補正予算説明書56ページをお願いいたします。

下水道建設事業費におきまして、実施設計業務により委託料を追加するものでございます。

補正予算につきましては、以上でございます。

続きまして、認定第1号から認定第9号までの決算認定について、地方自治法第23条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、本議会に付するものでございます。

一般会計から、順次、説明を申し上げたいと思います。

別冊の平成27年度愛知県額田郡幸田町各会計決算書及び平成27年度決算に係る主要な施策の成果の説明書をごらんいただきたいと思います。

まず、認定第1号 平成27年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

詳細につきましては、決算書及び主要の施策の成果の説明書のとおりでございますが、決算書の172ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入決算総額143億7,410万6,000円、歳出総額133億6,223万7,000円、差引額10億1,186万9,000円となりました。

平成27年度につきましては、繰越明許費による翌年度への繰り越しすべき財源が、3,983万4,000円でありましたので、実質収支額につきましては、9億7,203万5,000円となっております。

決算額の増減の大きな品目につきまして、説明をさせていただきます。

初めに、歳入についてでございますが、決算書の18ページから67ページでございます。

並びに、主要な施策の成果の説明書21ページからごらんいただきたいと存じます。

平成27年度の税込総額は、77億4,927万6,000円、前年度対比15億5,060万5,000円、マイナス16.7%の減収となりました。

決算書18ページからごらんいただきたいと存じます。

10款町税では、町民税個人分は、給与所得者の納税義務者数の増加や、1人当たりの給与所得の増加により、前年度比6,802万9,000円、2.8%の増収、法人分につきましては、自動車関連企業の特別な要因により、納付額が激減したことにより、法人税額の一部、また、その法人税額の一部国税化により、税率が12.3%から9.7%へ引き下げられたことにより、前年度比15億4,093万2,000円、75.2%の減収となったわけであります。

町民税全体では、29億7,762万5,000円であります。

前年度比14億7,280万3,000円、33.1%の減収となりました。固定資産税につきましては、土地分については、地価の上昇傾向に伴う路線価の上昇及び負担調整措置等により前年度比3,150万7,000円、2.4%の増収となりました。

家屋分については、評価替による減価が大きく影響し前年度比5,562万2,000円、4.3%の減収となりました。

償却資産分につきましては、設備投資の減少から、全年度比4,719万5,000円、3.0%の減収となり、交付金を含む固定資産税全体では、41億1,951万4,000円で、前年度比7,456万5,000円、1.8%の減収となりました。

そのほか、軽自動車税、たばこ税、入湯税、都市計画税につきましては、総額で6億5,213万7,000円となり、前年度比313万7,000円の減収となりました。

次、20ページからごらんいただきたいと思ひます。

15款の地方譲与税につきましては、1億3,409万3,000円で、地方揮発油譲与税等の増により、前年度に比べ5.3%の増となりました。

次、22ページからごらんいただきたいと思ひます。

20款利子割交付金から、26ページにわたります33款地方特例交付金までの各種交付金につきまして、自動車取得税交付金、消費税率の引き上げによる地方消費税交付金等の増加により、交付額は、増額で9億9,170万8,000円となり、前年度に比べ3億3,151万円の増加となりました。

次は、26ページからでございます。

35款の地方交付税につきましては、全額が特別交付税で経済危機対策などにより、2,540万7,000円が交付されました。

次に、28ページお願いをいたします。

40款の交通安全対策特別交付金につきましては、548万円で前年度に比べ8.6%の増となりました。

次に、45款の分担金及び負担金につきましては、保育料保護者負担金と養護老人ホームの入所に係る本人及び扶養義務者負担金が主なもので、2億4,322万8,000円で、保育料保護者負担金のつけかえにより、前年度に比べ14.2%の増となりました。

次に、50款使用料及び手数料につきましては、塵芥処理手数料、公営住宅使用料、駐車場使用料などが主なもので、2億2,113万円で前年度に比べ1.8%の減となりました。

次に、34ページからをごらんいただきたいと思ひます。

55款国庫支出金につきましては、11億2,667万3,000円で、前年度比8.8%の増となりました。

主な要因といたしましては、マイナンバー関連の補助金と緊急支援交付金等の増によるものであります。

次は、38ページからごらんいただきたいと思います。

60款県支出金につきましては、7億2,054万円で、7.6%の増となりました。

主な要因は、再生可能エネルギー等導入推進基金事業費補助金と多面的機能支払交付金等の増によるものでございます。

次は、48ページをお願いいたします。

65款の財産収入につきましては、1,704万5,000円で、47.5%の大幅な減となりました。

主な要因は、不動産の売却収入の減によるものでございます。

次に、70款の寄附金につきましては、241万9,000円で文化振興事業のための指定寄附採納分等でございます。

次は、50ページをお願いいたします。

75款の繰入金につきましては、基金取り崩し、他会計からの繰入を行いませんでした。

次は、52ページをお願いいたします。

80款の繰越金につきましては、8億2,306万7,000円となり、前年度比757万8,000円の増となりました。

次は、54ページでございます。

85款の諸収入につきましては、預託回収金、保育所、小中学校の給食費の実費徴収金など、他の項目に属さない収入で、5億9,104万円で、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金等の増により、前年度に比べ16.7%の増となりました。

次は、64ページをお願いいたします。

90款町債につきましては、17億2,300万円で、消防救急無線デジタル化整備事業と減収補填債の借入れを行ったものでございます。

次に、歳出に移ります。

主なものを説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

歳出につきましては、その概要を性質別に説明させていただきたいと思いますので、主要な施策の成果の説明書の14ページ、15ページをお開きいただきたいと思います。

まず、性質別の義務的経費であります。人件費は全体で31億6,249万7,000円となりまして、0.7%の増で、ほぼ前年並みとなりました。

扶助費につきましては、17億8,257万3,000円で、3.8%の減となりました。

これは、子育て世帯臨時特例給付金、子育て支援減税手当臨時福祉給付金等の廃止、または、縮小により減額となったことによるものであります。

次に、公債費、10億8,883万1,000円で、14.7%の減となりました。

これは、町民会館や図書館の償還が終了したことなどによるものでございます。

次に、物件費は、24億6,910万8,000円、12.5%の増となりました。これは、マイナンバー制への対応に伴うシステム改修委託業務の増が主な要因となっております。

次に、維持補修費につきましては、町民会館及び町民プールの維持補修の増加などにより、3億1,835万5,000円で、28.1%の増となり、補助費等につきましては、町税還付金の増加等により、16億8,606万1,000円で、13.9%の増となりました。

次に、積立金につきましては、5,834万5,000円で88.6%の減となりました。これは、前年度は、教育施設整備基金への積み立てを行いました、今年度は行わなかったことによるものでございます。

次に、普通建設事業につきましては、12億1,942万6,000円で、前年度に比べ50.4%の増となりました。

主なものとしましては、国庫補助事業分として、倉添橋等における橋梁修繕等、幸田中学校、南部中学校、及び、役場庁舎における太陽光発電設備の設置、神山、及び、深溝住宅における外壁断熱化等整備、町道長嶺1号線の舗装などを実施しました。

また、国庫補助金補助事業以外の単独事業では、岡崎市一般廃棄物中間処理施設建設費負担金、消防救急無線デジタル化整備、生活道路の整備、斎場建設負担金、幸田駅西駐車場用地取得などを実施いたしました。

なお、次世代産業創出事業で、8,000万円、電算運営ネットワーク改修事業で4,400万円、臨時福祉給付金事業で9,789万1,000円、道路新設改良物件補修等事業で、654万1,000円を、平成28年度へ繰越明許をいたしました。

最後に、財政指標につきましてでございます。

主要な施策の成果の説明書の18ページをお開きいただきたいと思いますけれども、まず、単年度の財政力指数であります、分子であります基準財政収入額の増加により、1.22から1.25となり、0.03ポイントの上昇となりました。

経常収支比率につきましては、82.0%から80.4%となり、1.6ポイントを改善いたしました。

その要因といたしましては、分母である計上一般財源につきまして、町民税法人割の大幅な落ち込みにより、大幅な減となりました。

減収補てん債を起債したことにより、増加したことが主な要因であります。

実質公債比率は7.7%から7.3%と0.4ポイントの減少となりました。これは、分母である標準財政規模が6億3,000万円ほど増加したことなどにより、改善したものであります。

一般会計の決算概要でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

続きまして、特別会計に移りたいと思います。

認定第2号 平成27年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

決算書の175ページから192ページ、並びに、主要な施策の成果の説明書は、127ページからをござんいただきたいと存じます。

歳入決算総額3,186万7,000円、歳出決算総額3,186万7,000円で、差引額はゼロであります。

歳入につきましては、財産の売り払いがありませんでしたので、一般会計からの繰入金と基金から生じた利子が主なもので、前年対比60.5%の減となりました。

歳出につきましては、公共用地の先行取得として、三ヶ根駅前の土地取得費が主なものでございます。

続きまして、認定第3号 平成27年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

決算書の195から240ページでございます。

施策の成果につきましては、139ページからごらんいただきたいと思います。

歳入決算総額37億1,563万6,000円、歳出決算総額36億855万6,000円で、差引額1億708万円でございます。

歳入につきましては、前期高齢者交付金、共同事業交付金の増加などにより、歳入総額で、前年対比4億2,794万8,000円、13%の増となりました。

歳出につきましては、総務費や療養諸費、高額療養費の増加などにより、歳出総額で前年対比の4億730万7,000円、12.7%の増となりました。

続きまして、認定議案第4号 平成27年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

決算書の243ページから266ページでございます。

施策の成果につきましては、157ページからごらんいただきたいと思います。

歳入決算総額は、3億2,903万8,000円、歳出決算総額3億2,807万円で、差引額は、96万8,000円となりました。

歳入につきましては、加入者増により、保険料の増加や保険基盤安定繰入金の増加などにより歳入総額で、前年度比2,791万3,000円、9.3%の増となりました。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増加などにより、歳出総額で、前年度対比2,694万7,000円、8.6%の増となりました。

続きまして、認定第5号 平成27年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明をさせていただきます。

決算書の269ページから308ページとなります。

施策の成果は165ページからでございます。

歳入決算総額16億1,541万円、歳出決算総額15億6,224万8,000円で、差引額5,316万2,000円となりました。

歳入の主な内容は、保険料の改定及び被保険者数の増加により、第1号被保険者保険料が4億1,091万3,000円、国県支出金及び社会保険診療報酬支払基金交付金の総額が、8億9,839万4,000円、一般会計からの繰入金が2億4,843万3,000円となり、歳入総額で前年度対比7,656万9,000円、5%の増となりました。

次に、歳出につきましては、介護保険サービス利用者の増により、増加した介護給付費及び審査支払手数料全体で、14億4,589万4,000円、要介護認定に係る経費として、1,950万2,000円、一般管理費賦課徴収事務を合わせて2,482万7,

000円、地域支援事業費として4,284万5,000円となり、繰出総額で前年度対比8,001万6,000円、5.4%の増となりました。

続きまして、認定第6号 平成27年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

決算書は、311ページから330ページ、施策の成果につきましては、179ページからでございます。

歳入決算総額は、3億3,289万1,000円、歳出決算総額は、3億1,489万1,000円で、差引額1,800万円となりました。

これは、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費に充当するものでございます。

歳入につきまして、主な内容は、都市計画道路整備等に係る国県支出金が1億2,658万円、一般会計からの繰入金が、1億4,101万1,000円、繰越金が832万9,000円、町債が5,690万円、歳入総額で前年度対比1億2,501万2,000円、60.1%の増となりました。

歳出につきましては、人件費を初めとする総務管理費として、1,113万2,000円、業務委託等道路整備及び移転補償費等の土地区画整理事業費が2億3,668万8,000円、公債費が6,407万1,000円となり、歳出総額で、前年対比1億1,534万1,000円、57.8%の増となりました。

なお、国の補正を受けまして、工事費3,300万円を繰越明許といたしております。

次に、認定議案第7号 平成27年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定でございます。

決算書は、333ページから352ページ、並びに、主要な施策の成果につきましては、187ページからでございます。

歳入決算総額3億8,414万8,000円、歳出決算総額3億7,520万円で、差引額894万8,000円となりました。

歳入の主な内容は、新規加入者29件の受益者分担金が1,278万1,000円、排水処理施設使用料が、8,649万5,000円、繰越金が987万2,000円、一般会計からの繰入金が2億7,500万円となりまして、歳入総額で前年度対比345万2,000円、0.9%の増となりました。

続きまして、歳出でありますけれども、歳出につきましては、職員一人分の人件費を初めとする総務管理費1,546万3,000円のほか、維持管理費として処理場の施設管理、保守点検委託、管路等の維持補修を行い、2億254万9,000円、公債費が、1億5,718万8,000円となりまして、歳出総額で前年度対比437万6,000円、1.2%の増となりました。

次に、認定議案第8号 平成27年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

決算書の355ページから378ページ、施策の成果につきましては、195ページからでございますから御参照いただきたいと思います。

歳入決算総額は、7億3,844万1,000円、歳出総額7億2,760万8,000円、差引額1,083万3,000円となりました。

歳入の主な内容は、受益者負担金が548万9,000円、下水道の使用料が、新規接続増加により2億3,773万円、国庫支出金が事業費の減によりまして、2,795万円、一般会計からの繰入金が4億2,500万円、町債を3,100万円借り入れし、歳入総額で前年度対比3,136万2,000円、4.1%の減となりました。

続きまして、歳出でございます。

職員4人分の人件費を初めとする総務管理費5,668万7,000円、ほかに浄化センター利用に伴う汚水処理費負担金などの維持管理費が1億5,659万8,000円、下水道建設事業が区画整理地区の整備費の減少により、1億7,197万7,000円、公債費が3億4,234万5,000円となりまして、歳出総額で、前年度対比3,106万6,000円、4.1%の減となりました。

次に、認定第9号 平成27年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてでございます。

決算書の391ページから431ページ、並びに、主要な施策の成果の説明書227ページからをござんいただきたいと思っております。

収益的収入及び支出につきましては、営業収益など8億2,007万7,000円の収入に対し、営業費用など6億6,262万3,000円を支出した結果、1億5,745万4,000円の収支差し引きとなりました。

なお、損益計算上の当期純利益は、1億3,744万2,000円となり、前年度の繰越利益剰余金やその他未処分利益剰余金変動額を加え、2億2,190万2,000円の未処分利益剰余金となりました。

このうち、剰余金処分計算書案に示したとおり、未処分利益剰余金から1億3,323万3,000円を資本金に組み入れ、建設改良積立金に4,000万円を積み立て、残高4,860万8,000円を翌年度繰越利益剰余金として、繰り越す予定をいたしております。

また、資本的収入及び支出につきましては、工事負担金収入等に対して、建設改良等支出した結果、収支差し引き2億9,837万7,000円の不足となり、これは、減債積立金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに損益勘定留保資金で補填をいたしました。

以上、平成28年度の第3回幸田町が定例会に提案いたしました単行議案3件、補正予算5件、決算認定9件につきましての提案理由の説明をさせていただきました。慎重審議の上、全議案可決承認を賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（浅井武光君） これをもって、提案理由の説明は終わります。

ここで、途中ではありますけれども、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 7

○議長（浅井武光君）日程第 7 決算審査意見の報告を行います。

山下 力代表監査委員から、決算審査意見の報告をお願いします。
代表監査委員。

〔代表監査委員 山下 力君 登壇〕

○代表監査委員（山下 力君） 御指名でございますので、報告をさせていただきます。

去る 7 月 27 日から 8 月 12 日までの実質 7 日間にわたり行いました、平成 27 年度の決算審査の結果について申し上げます。

平成 27 年度幸田町一般会計、各特別会計、歳入歳出決算、及び、基金運用状況、並びに、水道事業会計決算の審査に当たっては、町長から提出された決算書、決算に関する附属書類、証書類、及び、各課等から提出された資料等を照合し、合わせて、関係職員の説明を求め聴取するとともに、定期監査、例月出納検査等の結果も参考とし、係数の正確性、事務所の成否、予算執行上の適否等について審査を実施いたしました。

審査の結果につきましては、審査に付された各会計の歳入歳出決算書等はいずれも関係法令等に準拠して作成されており、その係数が正確であり、予算の執行はおおむね適正であると認められました。

審査の総括的意見といたしましては、お手元に配付させていただきました決算審査意見書の 18 ページ、第 6 むすびに記載させていただいておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

それでは、その朗読をもって報告にかえさせていただきます。

第 6 むすび、平成 27 年度幸田町一般会計、各特別会計、基金運用状況及び水道事業会計の決算審査の概要は前述のとおりであり、ここに総括的な意見を付して本審査のむすびとする。

平成 27 年度の決算における一般会計と各特別会計の決算総額は、歳入 215 億 2,154 万円、歳出 203 億 1,068 万円で、前年度と比較し歳入が 12 億 1,959 万円（6.0%）、歳出が 10 億 2,463 万円（5.3%）と、それぞれ増加となっている。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支は 12 億 1,086 万円で、翌年度へ繰り越す財源の 5,783 万円を差し引いた実質収支は 11 億 5,303 万円の黒字、単年度収支においても 1 億 3,926 万円の黒字となっている。

一般会計の歳入は、総額 143 億 7,411 万円で、前年度と比較し 6 億 3,881 万円の増加となっているが、町税としては 77 億 4,928 万円、前年度と比較し 15 億 5,060 万円（16.7%）の大幅な減収となった。

町民税のうち、法人町民税は大手 1 社の納付額が大幅に減少したことや法人税割の税率が引き下げられたことなどにより、前年度と比較して 15 億 4,093 万円の減収となり、町民税全体でも 14 億 7,290 万円の減収となっている。

固定資産税については、土地と家屋の評価替えがあり、土地分では地価の上昇傾向に伴い 2,986 万円の増収、家屋分では減価が大きく影響し 5,771 万円の減収となっ

た。

また、償却資産分については企業の設備投資の減少により4,674万円の減収となり、固定資産税全体でも7,457万円の減収となっている。

増加となった科目は、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、国庫支出金及び町債などであった。

一方、町税以外で減少となった科目は、配当割交付金、地方交付税、財産収入及び繰入金などである。一般会計の歳出は、総額133億6,224万円で、前年度と比較し4億5,000万円の増加となっている。

主な増減内容を目的別歳出に見ると、減少した費目は、子育て世帯臨時特例給付金、子育て支援減税手当及び臨時福祉給付金など民生費で4,195万円の減、保健センター空調等改修工事及び不燃物処理場解体工事の終了など衛生費で1億464万円の減、教育施設整備基金積立金の減など教育費で2億152万円の減少となった。

次に増加した費目は、地方創生関係の次世代産業育成事業委託料、役場庁舎太陽光発電設備、マイナンバー関連システム改修委託料及び税の過誤納還付金など総務費で4億3,010万円の増、橋梁修繕工事、区画整理事業関係及び下水道事業特別会計繰出事業など、土木費で1億6,207万円の増、太陽光発電設備、消防緊急無線デジタル化整備及び消防団詰所設計・用地取得など、消防費で2億887万円の増などが主なものとなっている。

特別会計全体では、歳入総額71億4,743万円、歳出総額69億4,844万円で、前年度と比較し歳入が5億8,079万円(8.8%)、歳出が5億7,463万円(9.0%)それぞれ増加となっている。

土地取得特別会計は、前年度と比較し歳入が4,874万円(60.5%)、歳出が2,829万円(47.0%)それぞれ減少している。

歳入では、一般会計への用地売却収入が皆減し、歳出では、一般会計への繰出金の皆減が主な要因となっている。

国民健康保険特別会計は、前年度と比較し歳入が4億2,795万円(13.0%)、歳出が4億731万円(12.7%)それぞれ増加している。

歳入では、前期高齢者交付金、共同事業交付金などが増加となったが、国民健康保険税、療養給付費等交付金などが減少となった。

歳出では、保険給付費が年々増加しているほか、後期高齢者支援金も増加となった。

国保加入世帯は、14世帯(0.3%)の減、被保険者は165人(1.9%)減少している。

後期高齢者医療特別会計は、前年度と比較し歳入が2,791万円(9.3%)、歳出が2,695万円(8.9%)、それぞれ増加となった。

被保険者は218人(6.2%)増加している。

介護保険特別会計は、前年度と比較し歳入が7,657万円(5.0%)、歳出が、8,002万円(5.4%)それぞれ増加となった。

現年度賦課人数は8,105人で前年度より174人(2.2%)増加している。

幸田駅前土地区画整理事業特別会計は、前年度と比較し歳入が1億2,501万円

(60.1%)、歳出が1億1,534万円(57.8%)それぞれ増加となった。

社会資本整備総合交付金の大幅な増加があったことが主な要因となっている。

農業集落排水事業特別会計は、前年度と比較し歳入が345万円(0.9%)、歳出が438万円(1.2%)とそれぞれ微増している。

歳入では、受益者分担金が減少したものの、使用料及び繰入金が増加した。

歳出では、13地区の維持管理費で処理場維持整備を初めとした費用が前年度と比べ757万円(3.9%)増加している。

下水道事業特別会計は、前年度と比較し歳入が3,136万円(4.1%)、歳出が3,107万円(4.1%)それぞれ減少となった。

歳入では、新規接続による使用料、繰入金が増加となったが、区画整理事業による受益者負担金は減少となっている。

歳出では、区画整理事業区域内の整備が進んだことにより事業量が減少し、下水道建設事業費が大幅に減少となった。

公債費については、町債の元金償還分が増加し、利子償還分が減少となっている。

未収金については、一般会計、国民健康保険を初めとする5特別会計において、国県支出金を除く収入未済額の総額が4億308万円となっている。前年度と比較して若干の減少が見られるものの、未納者一人一人の状況に応じたきめ細やかな対応と、悪質未納者に対する厳正な処分、そして、新たな滞納繰越を発生させないため、現年分に重点を置き徴収するなど、今後も継続的な取り組みが必要と考える。

水道事業会計は、前年度と比較し、年間総配水量は1万1,000立方メートル(0.2%)減量し、年間総有収水量は4万1,000立方メートル(1.0%)増量している。

総収支比率は121.8%、経常収支比率121.8%、営業収支比率103.1%となっている。

供給単価は147.08円(前年度147.25円)、給水原価は148.52円(前年度145.60円)となっている。

総収益は1.4%増加し、逆に総費用は8.9%減少しており、最終純利益は7,181万円の増で1億3,744万円となっている。

引き続き清浄で豊富低廉な水の供給に向け、施設の耐震対策・ライフライン機能強化・サービス向上を含めた総合的な事業の取り組みが必要と考える。

主要な財政指標の状況については、単年度財政力指数が1.25(前年度比0.03ポイント増)。

公債費比率は6.3%(前年度比1.5ポイント減)で、減少している。

今後も将来的な展望に基づいた計画的な起債に留意されたい。実質収支比率は9.7%(前年度比0.7ポイント増)。経常収支比率は80.4%(前年度比1.6ポイント減)となり、前年度より改善され健全性が向上しているように思われるが、これは減収補てん債16億円を起債したことによる影響が大きく、数字上の低下と考えるべきものである。

起債に伴い自主財源比率は66.3%(前年度比14.5ポイント減)で、大幅に下降した。

今後とも財源・資源の有効活用の徹底を基本としながら、経費の節減と事業の効率化に引き続き努められたい。

以上を総括し平成27年度は、法人町民税の大幅な減少の影響を受け、町税全体でも前年度決算額を下回る結果となった。

財政指標においては、健全性が向上しているとするものの、リーマンショック後の厳しい税収に戻る状況と見受けられる決算内容であった。

日本経済は、景気は緩やかな回復基調が続いているものの、法人住民税の一部国税化、社会保障関係経費などの義務的経費の増大、さらには、消費税率の引き上げが予定されていることなど、本町の行財政運営に関しても予断を許さない状況が続くものと見込まれる。

限られた財源を有効に活用し、質の高い住民サービスを持続的に提供するため、各種施策の推進に努められるとともに、さらなる事務事業の効率化や行財政運営の手法の見直しなど、住民福祉の向上と持続可能なまちづくりに一層努力されることを望むものである。

平成28年8月12日

幸田町監査委員 山下 力

幸田町監査委員 池田 久男

以上、簡単ではありますが、報告とさせていただきます。

〔監査委員 山下 力君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 以上をもって、本日の日程は終わりました。

質疑をされる方は、議案質疑通告書を、本日、午後5時までに事務局まで提出をお願いいたします。

本日は、これにて散会といたします。

次回は、9月5日月曜日、午前9時から再開いたしますのでよろしくお願いいたします。

議会広報特別委員会を、本日、午前11時40分から第1委員会室にて開催をいたします。委員の方は御出席をお願いいたします。

以上であります。

本日は御苦労さまでした。

ありがとうございました。

散会 午前11時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成28年9月1日

議 長

議 員

議 員